

# 入札公告

## 1. 競争入札に付する事項

- 1) 件名 占冠地域気象観測所 JMA-19型アメダス気象計待受工事
- 2) 工事種目 気象観測施設更新に伴う、管路工事、ケーブル工事、土工事、基礎（架台）工事、撤去工事等
- 3) 仕様・規格 仕様書による
- 4) 履行場所 仕様書による
- 5) 履行期限 契約の日から令和 7年 7月31日

## 2. 競争に参加する者に必要な資格

- 1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- 3) 令和5・6年度国土交通省一般競争入札参加資格において、札幌管区気象台を希望した者のうちで、「建設工事に関する契約」のうち、「土木工事業」の「B」又は「C」、「建築工事業」の「B」又は「C」、「専門工事」の「電気工事業」又は「電気通信工事業」の「A」又は「B」等級のいずれかに格付けされた者であること。
- 4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）
- 5) 札幌管区気象台長から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 6) 警察当局から、暴力団員が実質的に、経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 7) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く）でないこと。  
ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務  
イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務  
ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

## 3. 仕様書及び契約条項を示す時期及び場所

令和 7年 2月28日 15時00分まで

・札幌管区気象台総務部会計課第二契約係

〒060-0002 札幌市中央区北2条西18丁目 電話（011）611-6168

・インターネットホームページ

（契約手続きに関する問い合わせ先）

〒060-0002 札幌市中央区北2条西18丁目

札幌管区気象台 総務部会計課 第二契約係 電話（011）611-6168

※入札関係書類は、札幌管区気象台ホームページの入札・調達情報からダウンロードして使用することができます。 → <https://www.data.jma.go.jp/sapporo/about/bid/bid.html>

## 4. 入札執行日時・場所及び入札書等の提出方法

- 1) 電子調達システムにより提出すること。  
ただし、契約担当官等の承諾を得た場合は紙により持参する事ができる。  
＝電子入札に関する問い合わせ先＝  
調達ポータル <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>
- 2) 証明書等の提出期限 令和 7年 2月28日 15時00分まで
- 3) 入札書の提出期限 令和 7年 3月 3日 16時00分まで
- 4) 開札日時・場所 令和 7年 3月 4日 15時05分 札幌管区気象台2階 防災連絡室

## 5. 入札保証金

免除する。

## 6. 契約保証金

免除する。

## 7. 入札の無効

- 1) 入札参加に必要な資格のない者のした入札。
- 2) 札幌管区気象台競争契約入札心得書（以下「入札心得書」という。）第6条に該当する入札。

## 8. 契約書作成の要否

契約締結にあたっては、契約書を作成するものとする。

## 9. その他の事項

- 1) 入札心得書第2条に規定する期日は、令和 7年 2月28日15時00分までとし同条に定める書類の写しを前記3に示す場所に提出しなければならない。
- 2) 契約担当官等の承諾を得た場合を除き、郵便又は電信による入札は認めない。
- 3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって、落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（税額を含めた総額）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4) 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適切であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格を持って入札した者を落札者とすることがある。
- 5) 入札回数は、原則として2回とし当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定による随意契約には移行しない。

令和 7年 2月 4日

支出負担行為担当官  
札幌管区気象台長 安田 珠幾

**【契約の概要調書】**

(契約件名) 占冠地域気象観測所 JMA—19型アメダス気象計待受工事

**契約の概要**

**【概要】**

本件は、占冠地域気象観測所において、観測施設の更新に伴う、工作物等（観測機器用基礎、観測機器取付金物、地中管路等）の新設、観測機器の移設、並びに古い工作物の撤去工事等を実施するものである。

**【工事種目】**

- (1) 観測機器設置用架台の製作
- (2) ハンドホール及び地中管路新設
- (3) ケーブルの新設、既設ケーブルの取り外し及び敷設並びに観測機器の移設
- (4) 基礎、地中管路新設に伴う土工事及び基礎工事
- (5) 不要となった基礎等工作物、ケーブル管路等の撤去

**【工事場所】**

勇払郡占冠村シムカツプ57-1 占冠地域気象観測所

**【履行期限】**

令和 7年 7月31日

**注意点等**

- ・参加方式確認書類の提出期限 令和 7年 2月28日
- ・電子入札対象案件（電子調達システムによる）
- ・最低価格落札方式